

## 教育福祉常任委員会記録

令和4年 第3回定例会																									
1 日 時	令和4年9月14日(水) 午前10時00分 開会 午後 0時10分 閉会																								
2 場 所	議 場																								
3 出 席 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">宇賀神</td> <td style="width: 30%;">敏</td> <td style="width: 40%;">委員長</td> </tr> <tr> <td>鈴木</td> <td>紹平</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>舘野</td> <td>裕昭</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大貫</td> <td>毅</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鈴木</td> <td>敏雄</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>谷中</td> <td>恵子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鰐原</td> <td>一男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大島</td> <td>久幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>	宇賀神	敏	委員長	鈴木	紹平	副委員長	舘野	裕昭	委員	大貫	毅	委員	鈴木	敏雄	委員	谷中	恵子	委員	鰐原	一男	委員	大島	久幸	委員
宇賀神	敏	委員長																							
鈴木	紹平	副委員長																							
舘野	裕昭	委員																							
大貫	毅	委員																							
鈴木	敏雄	委員																							
谷中	恵子	委員																							
鰐原	一男	委員																							
大島	久幸	委員																							
4 欠 席 委 員	なし																								
5 委員外出席者	小 島 実 副議長																								
6 説 明 員	別紙のとおり																								
7 事務局職員	大 出 課長補佐兼議事調査係長 安 生 書記																								
8 会議の概要	別紙のとおり																								
9 傍 聴 者	0人																								

教育福祉常任委員会説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
教育長		中村 仁	1名
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	12名
	厚生課長	羽山 好明	
	障がい福祉課長	高橋 学	
	高齢福祉課長	中村 陽子	
	介護保険課長	星野 栄一	
	保険年金課長	谷津 勝也	
	健康課長	東城 朋子	
	厚生課長補佐兼保護係長	松島 誠	
	高齢福祉課長補佐兼地域包括ケア推進係長	長谷川ルミ	
	介護保険課長補佐兼介護認定係長	根本 幸子	
	保険年金課長補佐兼保険事業係長	高根澤秀明	
新型コロナウイルス感染予防対策室長	古橋 芳一		
こども未来部	こども未来部長	黒川 勝弘	5名
	子育て支援課長	杉山 芳子	
	保育課長	小堀満美子	
	こども総合サポートセンター長	飯塚 利幸	
	こども支援係長	福田 昌子	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	12名
	教育総務課長	郷 昭裕	
	学校教育課長	大貫 照実	
	生涯学習課長	金子恵美子	
	文化課長	渡邊 靖	
	スポーツ振興課長	仲田 順一	
	国体推進室長	大場 隆光	
	学校給食共同調理場長	秋本 敏	
	図書館長	大貫 陽子	
	川上澄生美術館事務長	向田 和子	
	教育総務課長補佐兼総務政策係長	田仲 史枝	
学校教育課長補佐兼指導係長	清野 竜一		
合 計			31名

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第59号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号))
- 2 議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)について
- 3 議案第63号 令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第65号 令和4年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 5 議案第66号 令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 6 議案第82号 鹿沼市栗野プール条例の一部改正について
- 7 陳情第6号 スケートボード練習場の設置を求める陳情

令和4年第3回定例会 教育福祉常任委員会

○宇賀神委員長 開会前に申し上げます。

議場内は暑くなることが予想されますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭をお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いします。

それでは、ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案6件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 おはようございます。厚生課長の羽山です。よろしくお願いいたします。

議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））中、保健福祉部所管の歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、7ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項1目 施行事務費の説明欄、「生活保護運営対策事務費」300万円の増につきましては、生活困窮状態にある世帯で、学習支援を受講している子供に対して、食料品、文具等を支援するために増額補正するものであります。

次に、その下の段、4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄、「予防接種費」2,391万5,000円の増につきましては、生後6カ月から小学校就学前の児童としております、インフルエンザ予防接種費の助成対象を、高校3年生相当の年齢まで拡大することに伴い、医療機関への委託料等を増額補正するものであります。

以上で、議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））中、保健福祉部が所管する歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

議案第59号 専決処分事項の承認について「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」中、こども未来部所管の歳入はございませんので、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費 1項2目 障害福祉費の説明欄の○、こども発達支援センター運営費、32万4,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため換

気機能のあるエアコンをあおば園に設置するための費用であります。

次に、7ページをお開きください。

1番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 1,115万5,000円の増につきましては、物価が高騰する中、保護者の負担を増やさず、これまでどおりの給食を園児に提供できるよう、物価高騰分の賄い材料費相当額を民間保育園等へ補助するものであります。

その下の2目 保育所費の説明欄、1番目の○、保育所運営費、252万5,000円の増につきましては、民間保育園同様、公立保育園の副食費の物価高騰分の賄い材料費相当額を増額するものと、新型コロナウイルス感染予防対策のため、公立保育園で実施する定期歯科検診の際の歯科健診用機材を滅菌するための高圧蒸気滅菌器等の購入費用であります。

次の2番目の○、保育所維持補修費、379万2,000円の増につきましては、公立保育園に新型コロナウイルス感染予防対策のために換気機能のあるエアコンを設置するための費用であります。

その下の3目 こども支援費の説明欄の○、放課後児童健全育成事業費の191万4,000円の増につきましては、放課後児童クラブに新型コロナウイルス感染症予防対策のために換気機能のあるエアコンを設置するための費用であります。

以上で、「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」中、こども未来部所管についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、質問させていただきますけれども、この説明書の8ページですね、説明書の8ページの一番上の児童福祉総務費ということで、施設型給付・地域型保育給付等事業費で、これは幼稚園や民間保育園の副食費ですか、食材の高騰にあわせてだけでも、この点について、もう少し、ちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長、小堀です。どうぞよろしく願いいたします。

鈴木敏雄議員の質疑について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、原油価格・物価高騰は、保育所や認定こども園で提供される給食にも影響を及ぼしております。

それにより、給食の食材費が高騰しております。

このような中でも、給食の質を落とさず、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を保護者の負担を増やすことなく提供するために、物価高騰分の賄い材料費相当額を民間保育所等へは補助金として、公立保育所等へは賄い材料費として支援するものであります。

食材費の物価高騰分につきましては、市内で賄い材料費を購入しておりますので、小中学

校給食賄い材料費への支援物価高騰分8%を採用しまして、1カ月の副食費4,500円の物価高騰分8%を乗じた360円を上限に、園児1人に対しまして、1カ月当たり物価高騰分として、支援をしてまいります。

実施期間は、年度当初をさかのぼりまして、本年度の4月から来年3月までとしております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この幼稚園と民間保育園のね、ちょっと数教えていただけますか。あと児童数。

○宇賀神委員長 小堀保育課長。

○小堀保育課長 鈴木敏雄議員の質疑について、お答えいたします。

対象となる園は、民間保育所14園、認定こども園5園、幼稚園3園、地域型保育事業所6園、認定外保育施設6園の34園を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 小堀保育課長。

○小堀保育課長 鈴木委員の質疑について、お答えいたします。

園児につきましては、民間保育園などが2,582人、公立保育園は405人を見込んでおります。

説明は以上で終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 では、その下のこの保育所運営費で、こちらは公立保育園ですね、この252万5,000円ね。これは、これも数と園児の数を教えていただければありがたい。

○宇賀神委員長 小堀保育課長。

○小堀保育課長 公立保育園は7園です。人数は405人を見込んでおります。

説明は以上となります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。大貫委員。

○大貫委員 8ページの予防接種費なのですが、小学校前、就学前までを高校3年まで拡大ということなのですが、これは、これは、要はコロナの臨時地方創生交付金、活用しているのでしょうか、次年度以降とか、制度として高校生に拡大していくという方向なのか、それとも今年度に限りということなのか、その辺の、もし考え方があったら教えてください。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしくお願いいたします。

大貫委員の質疑にお答えしたいと思います。

ただいま質問がありましたインフルエンザの高校生までの拡大につきましては、今年度限

りの事業と予定しております。

以上で説明は終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 おはようございます。お世話になります。

8ページの3の民生費で生活保護運営対策費ということで、学習支援をやっているほかのものということで、30万円かな、300万円ということなのですけれども、これの内容をちょっと詳しく教えてください。

○宇賀神委員長 羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

谷中委員の質疑にお答えいたします。

こちらの支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生のですね、臨時交付金、こちらを活用しまして、国が10分の10の補助率で行うものであります。

それで、こちら先ほど説明いたしましたように、経済的な理由で、学習塾に通えない子供たちのために開設しております鹿沼市子供の学習支援事業、愛称、いちご塾というふうな愛称があるのですけれども、こちらに参加していただいているお子さんに対しまして、食料品や文具を支援することによりまして、今回のこの物価高の影響を少しでも緩和して、子供たちの生活向上、また、健全育成、これらを支援したいということで始めたものでございます。はい。

それで、こちらの事業につきましては、もともと県が、まず県が管轄しております各福祉事務所、こちらでまずやろうかという話がありました。

これによりまして、その後、各市においても、「これを一緒にどうですか」というお話がありまして、実は当時、ほかの市にもちょっと確認をしたのですが、なかなかすぐやるというところではなかったのですけれども、中で検討いたしまして、ちょっとやっついこうということで、やらせていただいたものになります。

それで、内容といたしましては、学習支援事業が現在、市内4会場、これは市民情報センター、南摩コミュニティセンター、東部台コミュニティセンターで、菊沢コミュニティセンター、この4カ所で開催してございまして、それで、大体受講者が今現在80名ほどになっております。

それで、この受講している子供たちに、まず食料品、これにつきましては、やはりレトルト食品ですね、カレーですとか、どんぶり型のレトルトです。あとは缶詰など、こういったものをセットにして、大体1回当たり1,000円を予定しております。

これを毎週配布をするということで考えております。

そのほかに、これは年1回だけなのですけれども、先ほど申しました文具ですね。筆記用具とか、そういったもの、やはりこれも1,000円くらいのものをセットにいたしまして、そ

れぞれ配布をしたいというふうに考えております。

なお、こちらなのですけれども、事前に参加している方、お子さんと、あとは親御さんにちょっとアンケートをとらせていただきまして、その結果、一番多かったのが食料品だったものですから、今回食料品などを支給するというところでございます。

以上で説明は終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 今のこのいちご塾ですか、これ学習支援のね、これの受講できる要件というのがちょっとあれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○宇賀神委員長 執行部の答弁を求めます。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いいたします。

受講、これにつきましては、目的としましては、生活保護世帯ですとか、生活困窮状態、こちらにあります児童生徒に対しまして、学習支援を行って、児童の学習生活習慣の確立や学習意欲、こういったものの向上を図るというふうなものでなっております。

それで、こちらにつきましては、そうですね、要件でございますけれども、ない。

すみません。要件というものは特にございまして、はい、申し訳ありません。

それで、先ほど申しましたように、やはり生活保護世帯ですとか、生活困窮世帯、このような世帯に対しまして、いわゆる申し込みですね、事前に申し込みがあるかどうかということとで判断をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 最後にこの先ほど質問のあった予防接種費、この予防接種の助成拡大ですね。もうちょっと詳しく教えていただきたいと。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしくお願いいたします。

鈴木委員の質疑にお答えいたします。

予防接種費、インフルエンザ予防接種の拡大につきまして、年度当初ですね、先ほども説明ありましたが、生後6カ月から就学前の乳幼児を対象としておりましたが、新型コロナウイルス感染症がこれまでにない拡大を引き起こしている中で、インフルエンザとの同時感染による医療機関の逼迫や社会不安を防ぐために、先ほども言いましたが、今年度に限る事業といたしまして、インフルエンザワクチン接種対象者を小学1年生から高校3年生相当の年齢までの約980人の方の分、その分を拡大いたしまして、1人当たり1回2,200円の助成額を計上したものです。

これにより、今年度の全対象者数は1万4,000人となります。

あ、ごめんなさい。9,800人分でした。失礼いたしました。



小学1年生から高校3年生相当の年齢までの約9,800人分を計上したのになります。

以上で説明を終わります。失礼いたしました。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 私も一般質問で、この点、取り上げましたけれども、今コロナがはやってね、インフルエンザがほとんど、ここ2、3年、ほとんどインフルエンザの感染者がいないということで、小さい子供さんはね、免疫力を持っていないということでね、やはりインフルエンザの予防接種が必要だということだと思っておりますけれども、これも大事な事業だと思いますのでね、しっかりやっていただきたいと思っております。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 先ほどのね、インフルエンザの接種率、どのくらい見込んでおりますか。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

ただいま質問がありました、鰐原委員の質問にお答えしたいと思います。

接種率、予算上は75%を見込んで計上しております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 75%見込んでいるというの、大変結構なことだと思っておりますけれども、実際は今まで、コロナがやる前はインフルエンザの予防接種でしたよね。実質はどのくらい鹿沼は接種していました？

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

実際、鹿沼は約6割弱の接種率になっております。

令和2年度のやはりコロナと同時にはやってしまうのではないかということのときには、やはり5割強というような実績でございました。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、75%見込んでいるということは、多くの人が接種にきても十分予算的に間に合うというふうに理解しておきます。

続いてよろしいですか。

○宇賀神委員長 はい、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 あおば園に換気機能のあるものを機器をつけるでしょう。

そして、8ページでは、保育所か、それと放課後の健全育成のための、やはりエアコンをつけるでしょう。

そうすると、ほとんどのそういう施設は、この予算で全部賄えたというふうに理解してよ

ろしいですか。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

今回のエアコンにつきましては、まずコロナウイルスにかかるということで、国のほうで急遽換気機能がついているエアコンということで、換気機能つき限定で、急遽、許可、許可といえますか、使えますというふうに出た案件でございまして、全部が全部そのエアコンという話になってきますと、またちょっと話がずれてしまうのですが、換気機能ということで、換気機能つきのエアコンということで、公立で壊れそうなものとか、壊れてしまう、もう、何ですか、随分古くて、ちょっと壊れてしまうようなものを急遽、予算がついたので、入れたというような経緯がございまして。

ですので、令和2年度のコロナウイルスがはやったときには、そもそもそういったものがだめだったので、空気清浄機ですね、換気、換気がメインなので、空気清浄機を民間保育園で買ったり、公立保育園で買ったり、場合によっては直接買ってお渡ししたりしたような経緯があります。

ですので、そういったものを使いながら、皆さん、換気をしているということになります。

それで、今回たまたま、その急遽だったので、壊れそうなどいってはあれなのですけれども、そういったところをとりあえず、すぐに交換したという経緯がございまして、ただいまの鰐原委員の全部がオール、本当に大丈夫なのかと言われると、正直、「はい、大丈夫です」とは言えないようなところではあるのですが、今後、先々は、この換気機能つきのエアコンならば使えるということがありますので、もし、来年度、これからコロナの補助とか、またそういった形でつけば、徐々に要望などを聞いて、検討していきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 そうするとね、その換気機能つきエアコンというのは、台数で何台になります？ 今回の予算で。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 全部で9台になります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 9台のうち、あおば園があれば、あおば園の32万4,000円というのは、1台なのですか。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。

鰐原委員の再質疑にお答えします。

あおば園が1台、それから保育園が4台、それから学童クラブが5台になっております。  
あれ、足し算が、あれ。

失礼いたしました。最初が10台であります。訂正いたします。

あおば園が1台、保育園が4台、学童クラブが5台の合計10台であります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。これ以上詳しくお聞きしません。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。大島委員。

○大島委員 これ全体でほら、歳出の説明だけで、歳入はなかったというのですけれども、国庫補助で金額が書いてあって、これの出所がなくて、事業費だけというのは、どういうふうな説明なのか、ちょっとお願いしたいのですけれども、全体で。

それとも、以前に国から補助金が出ていたのを、今回その使い道が決まったということなのか。財政課。歳入がなくて事業できないものね。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 大島委員の質問にお答えいたします。

議会のほうで説明があったのかなというふうには、ちょっと思っているのですが、地方創生のコロナの臨時交付金で、全体的なもので歳入が入ってきております。

ですので、この、例えば、こども未来部とか、保健福祉部等に歳入がないというのは、そのような事情によるものであります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りします。

議案第59号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いたします。

議案第62号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)」中、保健福祉部が所管す

る、主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

一番上の段、15 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金 1 節の説明欄 2 行目、「低所得者保険料軽減国庫負担金」 261 万 8,000 円の増につきましては、過年度の事業実績に基づく、精算に伴い、増額補正するものであります。

次に、同じ段、15 款 国庫支出金 1 項 2 目 衛生費国庫負担金の説明欄、「予防接種費国庫負担金」 1,305 万 6,000 円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種に伴う経費に係る負担金で、補助率は 10 分の 10 であります。

次に、上から 2 段目、15 款 国庫支出金 2 項 2 目 民生費国庫補助金 3 節の説明欄 2 行目、「生活保護運営対策事務費国庫補助金」 866 万 1,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております、生活困窮者自立支援金制度の期間延長に伴う経費に係る補助金で、補助率は 10 分の 10 であります。

次に、5 ページをお開きください。

上から 3 段目、18 款 寄附金 1 項 2 目 民生費寄附金の説明欄 2 行目、「市民福祉振興基金積立金寄附金」 1,000 万円の増につきましては、高齢者福祉への寄附によるものであります。

次に、上から 5 段目、21 款 諸収入 4 項 3 目 雑入の説明欄 2 行目、「障害者自立支援事業費国庫精算金」 5,259 万 3,000 円の増につきましては、過年度の事業実績に基づく精算に伴い、増額補正するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11 ページをお開きください。

上から 2 段目、3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄、2 つ目の丸、「市民福祉振興基金積立金」 1,000 万円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、高齢者福祉への寄附金を基金に積み立てたものであります。

次に、同じ説明欄、3 つ目の丸、「国民健康保険特別会計繰出金」 1,194 万 8,000 円の増につきましては、国民健康保険特別会計の前年度決算額の確定に伴い、繰出金を増額補正するものであります。

次に、同じ説明欄 4 つ目の丸、「介護保険特別会計繰出金」 8,691 万 3,000 円の減につきましては、「介護給付費」及び「地域支援事業」における、過年度の事業実績に基づく精算に伴い、減額補正するものであります。

次に、同じ段、3 款 民生費 今度は 1 項 2 目 障害福祉費の説明欄、2 つ目の丸、「やまびこ荘委託費」 830 万円の増につきましては、来年度からリースを開始する予定のエアコン機器の入れ替え工事に伴い発生する、サービス休止期間中の給付費と 7 月のエアコン機器

の故障に伴い発生いたしました、サービス休止期間中の指定管理費を増額補正するものであります。

次に、13 ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項1目 施行事務費の説明欄「生活保護運営対策事務費」9,142万3,000円の増につきましては、歳入で説明いたしました「生活困窮者自立支援金」の期間延長に伴う経費並びに令和3年度生活保護扶助費の支出実績、及び生活困窮者自立支援事業等の、事業実績により、国庫負担金の償還金を計上するものであります。

次に、上から3段目、4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄、1つ目の丸、「予防接種費」1,305万6,000円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴う経費であります。

次に、25 ページをお開きください。

「債務負担行為の補正に関する調書」について、ご説明いたします。

上から3番目、事項3 「やまびこ荘委託費」の限度額、1億3,078万6,000円につきましては、令和5年度から令和15年度までの10年間、リースを開始する、やまびこ荘のエアコン機器借り上げに係る入札を、今年度中に執行するため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、その下の事項4、「高齢者福祉センター委託費」の限度額 858万2,000円につきましては、令和5年度の高齢者福祉センターバス運行管理委託の入札を、今年度中に執行するため、債務負担行為を設定するものであります。

以上で、議案第62号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

議案第62号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）」中、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてですが、3ページをお開きください。

1番目の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 2節 児童福祉費国庫負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 1,877万7,000円の増につきましては、令和3年度の民間保育園等にかかる給付費の確定に伴うものであります。

2番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金 573万8,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる、保育園や放課後児童クラブなどの消耗品や備品等の購入等に対する交付金であります。

一番下の段、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 2節 児童福祉費県負担金

の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 695万3,000円の増につきましては、先ほど説明いたしました国庫負担金と同様に施設型給付・地域型保育給付等事業費の確定に伴うものであります。

5ページをお開きください。

2番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 573万8,000円の増につきましては、先ほどの国庫支出金同様、保育園や放課後児童クラブなどの、新型コロナウイルス感染症予防対策のための県からの交付金であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、一番下の○、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 1,716万2,000円の増につきましては、令和3年度に新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国が「子育て世帯生活支援特別給付金」を児童手当受給者等に支給したものの確定に伴う国への償還金であります。

一番下の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄の1つ目の○、児童福祉総務事務費 2,870万5,000円の増につきましては、令和3年度の放課後児童健全育成事業や延長保育事業等に係る子ども子育て支援交付金、及び保育園整備交付金等の確定に伴う国及び県への償還金であります。

その下の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 975万円の増につきましては、民間保育園分の新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品、備品の購入や非接触型蛇口にするなどの簡易な改修費に対する補助金であります。

次に、13ページをお開きください。

1番目の段、3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄、1番目の○、放課後児童健全育成事業費 776万2,000円の増につきましては、シルバー人材センターや社会福祉法人等に運営委託している放課後児童クラブに対する新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品、備品等の購入費や非接触型蛇口にするなどの簡易な改修についての費用を増額するものであります。

次の2番目の○、児童扶養手当費 5,165万5,000円の増につきましては、令和3年度に新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国が「低取得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」をひとり親世帯等に支給したものの確定に伴う国への償還金であります。

一番下の○、こどもみらい基金積立金 7,373万4,000円の増につきましては、昨年度に引き続き、ふるさと納税に係る、こどもみらい基金への寄附の増額を見込み、その分を補正するものであります。

以上で、議案第62号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）」中、こども未来

部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課長の郷です。よろしくお願いいたします。

議案第 62 号 「一般会計補正予算（第 5 号）」のうち、教育委員会関係についてご説明いたします。

まず、歳入についてをご説明いたします。

3 ページをお開きください。

下から 3 段目、15 款 国庫支出金 2 項 5 目 教育費国庫補助金の説明欄、「体育施設整備事業費国庫補助金」 1,200 万円の増につきましては、「鹿沼運動公園陸上競技場実施設計」の一部を見直し、新たに工事費を追加することから補助金が増額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

9 ページをお開きください。

上から 4 段目、2 款 総務費 1 項 8 目 財産管理費の説明欄の 2 つ目、「市民情報センター維持管理費」 352 万円の増につきましては、平成 11 年 11 月オープンしました市民情報センターのポンプユニット 2 台が老朽化したことに伴いまして、修繕工事費を計上したものであります。

次の次の段なのですが、13 目 芸術文化振興費の説明欄、「市民文化センター施設整備事業費」 3,938 万円の増につきましては、こちらは昭和 59 年 10 月にオープンしました市民文化センターの大ホール・小ホール舞台の上部と左右ですね、の黒幕が劣化に伴いまして、落下の危険性があるということから、その更新費用を計上したものであります。

次に、その下ですね、14 目 生涯学習費の説明欄、「自然体験交流センター管理運営費」 395 万 1,000 円の増につきましては、会計年度任用職員 1 名分の人件費、燃料費や光熱水費の単価上昇分、それと施設利用者数の増加等に伴いまして、不足分を計上するものであります。

次に、21 ページをお開きください。

上から 2 段目、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄、こちらは小学校費でございます。「校舎等施設整備事業費」 580 万 1,000 円の増につきましては、みどりが丘小学校の屋外にあります階段に安全対策のため、手すりを設置するための工事費や北押原小学校のプール機械室等の解体工事費、そして、菊沢西小学校・池ノ森小学校・上南摩小学校 3 校の地下オイルタンクが老朽化に伴いまして、修繕等に要する経費を計上するものでございます。

次の段、3 項 1 目 学校管理費、こちらは中学校費の説明欄です、「校舎等施設整備事業費」 1,480 万 1,000 円の増につきましては、北押原中学校、南押原中学校の「給水設備改修工事の実施設計」に要する経費を計上するものであります。

次の段、5項 2目 体育施設費の説明欄、「体育施設整備事業費」 2,799万5,000円の増につきましては、歳入の教育費国庫補助金1,200万円の増額分のご説明となりますが、「鹿沼運動公園陸上競技場実施設計」の委託料につきましては、設計内容の一部を変更したことに伴いまして、減額するとともに、「運動公園陸上競技場外周フェンス」や「御殿山公園の南側トイレ」の改修工事費を計上するものであります。

以上で、議案第62号「一般会計補正予算（第5号）」のうち、教育委員会関係についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、ページの早い順からちょっと質問していきますけれども、まず10ページですね、この市民文化センター施設整備事業費ということで、この工事請負費3,938万ですね、これはね。大ホール、小ホールの後ろ側の黒い幕ということですが、少し詳しく教えていただきたいと思うのですが。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長の渡辺です。よろしくお願いいたします。

黒い幕の内容ということでございますけれども、文化センターの大小ホールには、大きく分けまして、2種類の幕がございます。

1つが袖幕といいまして、客席から奥が見えないように、両側に吊るす幕のことです。

それともう1つが、一文字幕といいまして、舞台の上部にありまして、照明設備とかを隠す幕になっております。

これらが、袖幕が大ホールで16枚、一文字幕が7枚。

それで、小ホールでは、袖幕が10枚、一文字幕が5枚ございます。

これだけ枚数が多いというのは、大ホールですと、奥行きが15メートルで、小ホールですと、奥行きが10メートルということで、いろいろな場面に利用できるように、バトンといいまして、吊るす施設とか、照明を入れる施設があつて、大ホールでは8列、小ホールでは5列ございます。

それらの関係で、トータルで38枚の幕が必要になるということになっております。

大ホールの袖幕の大きさなのでございますけれども、大きいもので幅が13メートル、高さ10メートル、それで、一文字幕ですと、大きいもので幅が24メートル、それで、高さが4メートルということになっております。

それで、小ホールでは、大きいもので、袖幕が、幅が7.5メートル、高さが6.5メートル、一文字幕が、幅が13メートル、高さ2.5メートルとなっております。

それで、これら布地が、トータルで計算しますと、約2,500平米必要となります。それで、カーテンのように、2倍ヒダということでやりますので、2倍にしまして、5,000平米の布



地が必要になるということで、大ホールでは2,992万円、小ホールでは946万円ということで、今回計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかに、鈴木委員。

○鈴木委員 結構、大工事になると思うのですけれども、大体工事期間はどのぐらい見込んでいるのでしょうか。

○宇賀神委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

工事期間に関しましては、3カ月から4カ月程度ということで見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、その間の大ホールとか、小ホールというのは、どうなのですか、その稼動は。

○宇賀神委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

工事に関しましては、ほとんどがカーテンと同じで、まず布をつくるということに工期がかかるということで、実際の施工に関しましては、1週間程度ということですので、3月の末の空いているといっちはなんですけれども、利用していない期間を使って工事は施工したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、これの14ページですか、14ページのこの真ん中の民生費の生活困窮者自立支援金ですね、これ、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○宇賀神委員長 羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

鈴木敏雄議員の質疑にお答えいたします。

こちらの補正予算書にございます生活保護運営対策事務費のうちの生活困窮者自立支援金の部分につきまして、ご説明いたします。

この自立支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、県社会福祉協議会が実施をしております特例貸付、これが終わった後も支援が必要な生活困窮世帯等を対象に支援金を支給するものでありまして、今回、その制度の期間延長に伴い、補正するものであります。

なお、補助率は、国が10分の10となっております。

この事業費のほとんどを占めておりますのが、18節の交付金、こちらになりますけれど

も、こちらが生活困窮世帯へ支給する、いわゆる支援金でございまして、支援金の額につきましては、単独世帯が6万円、2人世帯が8万円、3人以上の世帯が10万円ということになります。これは1カ月でございまして。

これが最大3カ月ということになりますが、こちらが延べ30世帯分ですね、788万円を見込み計上いたしました。

そのほか、事業に係る経費といたしまして、10節需用費で、事務に必要な消耗品を2万円、11節の役務費で、対象者への通知を発送する、これは郵送料などですね、これが6万8,000円、12節で、これは委託料でございまして、業務を行う派遣職員、これの委託といたしまして、69万3,000円、合計861万1,000円分、こちらを計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 この自立支援金で、コロナの対策のやつだと思うのですけれども、今までのこの実績のほうもちょっと教えていただければ。

○宇賀神委員長 羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

すみません、先ほどちょっと、私、生活困窮者の支援金、これを延べ30世帯とちょっと申し上げたのですが、実質は延べ37世帯分、すみませんでした。37世帯分の788万円を見込んでございます。

では、鈴木敏雄議員の再質疑にお答えいたします。

生活困窮者自立支援金につきましては、実は昨年、令和3年の7月から始まった制度でございまして、令和3年度につきましては、延べ116世帯に対しまして、合計2,126万円を支給いたしました。

今年度、令和4年度につきましては、これは8月末現在の数字でございまして、延べ44世帯に対しまして、合計766万円を支給しております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 では、同じページのその上の、このこどもみらい基金積立金で、これが事業主とか、いろいろありますけれども、ふるさと納税を使って、これの目的が特定されているというような説明でしたけれども、この内容について、もう少し教えていただきたいと思います。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いたします。

鈴木委員の質疑について、お答えいたします。

昨年度の市全体のふるさと納税額寄附実績が、3億7,970万8,000円であったため、今年度の寄附見込み額が4億円と見込んでおります。

実際の令和4年度の4月から6月までの寄附全体が5,012万1,000円であります。

うち、こどもみらい基金への寄附の実績が、923万9,000円であり、その割合で按分いたしまして、今回7,373万4,000円の見込み額を計上するものであります。

参考までに申し上げますと、令和3年度のこどもみらい基金に係るふるさと納税額の寄附の実績額は8,157万1,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ですから、この7,300万ですか、のこの、いわゆるこの事業の支援とか、その使い道のその内訳ですよ。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 こどもみらい基金の目的なのですが、基金の積み立ての目的には、子育て支援、それから、子供の貧困対策というようなものに使うということで、使うときに応じて積み立てているという形になっております。

それで、昨年度は、要保護児童、貧困対策の計画等に100万円程度、それから、子育て支援家庭事業としまして、いちごっこ地域活動に6万4,000円、赤ちゃんふれあい事業に50万円、チャイルドシート購入に40万1,000円を使っております。

それで、今年度につきましても、財政と協議にはなるのですけれども、ご寄附いただいた皆さんの思いに応えまして、子育て支援や貧困対策に使っていきたくて思っております。

先だって、議会のほうでも、子どもの居場所などのお話があったかと思うのですが、そういったようなものにも、使う検討をしていきたくて考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今聞いた内容だと、金額、少ないと思うのですけれども、あくまで積み立てなので、必要に応じて、それを取り崩して使っていくというような感じでよろしいわけですか、そういうイメージで。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 鈴木委員の再質疑にお答えいたします。

積み立てですので、議員がおっしゃるように、必要に応じて使っていくということになります。

先ほど、ちょっと話しました子どもの居場所ですと、もっとお金がかかったりする場合もありますので、そのときに応じて、必要に応じて使っていくという形になっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 今のページでね、ちょっとわからないのですけれども、説明いただきたいのです

けれども、児童扶養手当費、これこども支援費の、児童扶養手当費の償還金が5,165万5,000円ですよね。

それと、次の民生費のほうでいえば、生活保護運営対策事務費で、やっぱり償還金が8,276万2,000円出ていますけれども、これ大きなお金なので、どうしてこんなに、前年度の精算だと思えるのですけれども、どうしてこんなに償還金が出るのかご説明願えればと思います。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。

鰐原委員の質疑について、お答えいたします。

子育て支援課のほうで所管しているのは、児童扶養手当費のほうですので、こちらについて、ご説明したいと思っております。

こちらは、児童扶養手当費なのですが、令和3年度にコロナウイルス感染に係る低所得の子育て世帯に対する、子育て生活支援特別給付金というものを給付した残りを償還する、お返しするという形になっております。

それで、当初、予算、7月にこれは専決補正させていただきまして、当初2,802人を見込んだ予算を計上しておりました。

それで、実績は、1,173世帯、1,818人掛ける5万円で、9,090万円を扶助費として、5万円として出しております。

見込み額が多かったということになるかと思えます。

この低所得子育て世帯は、2通りございまして、1つが児童扶養手当受給者世帯ですので、これは見込み額が1,192名を見込んでいたところを、実績は1,117人分だったので、そんなに差はなくてできたのですが、もう1つありまして、非課税世帯、もしくは、その急に、コロナに関して、非課税相当になってしまった世帯というのがございまして、その方々の対象が、当初1,610人を見込んでいたのですが、実績としては701人でありました。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい、すみません。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

私どものほうといたしましては、生活保護運営対策事務費の中の償還金、8,276万2,000円分でございますけれども、まず、これの内訳をちょっとまず説明をさせていただきます。

まずこの内訳でございますけれども、生活扶助や住宅扶助などの、いわゆる生活扶助費、これが4,854万1,497円でございます。

ほかに、医療扶助費、生活保護を受けている方の医療扶助費といたしまして、2,466万6,769円でございます。

同じく介護扶助費、こちらが510万6,423円でございます。

ほかに生活困窮者自立支援事業費などが437万5,287円。

生活困窮者就労準備支援事業費が、これが7万2,000円でございます。

それで、合計で8,276万2,000円、これを計上したわけなのですがけれども、まず最初にご説明いたしました、その生活扶助費、これにつきましては、いわゆるその予算要求時に、いわゆる特例貸付、これの、いわゆる貸付世帯が相当あったのですね。

そうしますと、その貸し付けが終わりますと、生活保護のほうに流れてくる世帯が多いというふうに見込んでおりましたが、実際には、その貸付制度、国の貸付制度が延期、延期で延びまして、実際まだちょっと貸付制度をやっているのですね。はい。

というのがありまして、その部分が一番ちょっと多いのではないかというふうなことで考えております。

また、そのほか、医療費扶助、こちらにつきましては、やはりどうしても、コロナ禍の延長によりまして、そうしますと外来受診などがちょっと控えたので、減少した。

あわせて、やはり入院なども、やはり減少したようございまして、そちらがやはり当初ですと、外来を599世帯ぐらいで見込んでいたのですが、600世帯で見込んでいたのですが、実績は523世帯だったというふうなことで、入院などもやはり当初71見込んでいたのですが、実績ではそこまでいかなかったというものが原因かというふうなことで考えております。

そのほか、介護扶助費、こちらにつきましても、やはり医療扶助費と同じように、コロナ禍が長期化することによりまして、やはりその介護サービスをやっぱり控えてきたというふうなことが考えられます。

それによって減少したというふうなことです。当初はやはり2,000人程度をちょっと予定していたのですがけれども、実際には1,750名程度というふうなことで、かなり減少したのではないかというふうなことであります。

そのほかの、先ほど申しました、生活困窮者の自立支援事業、こちらにつきましては、その主なものが実はその中で、住居確保給付金というのがあるのですがけれども、これにつきましては、やはり制度で最大12カ月まで給付できるという制度なのですがけれども、実際に制度を活用していた方が平均で大体5カ月から6カ月程度だったのですね、はい。これによって減少したというふうなことで考えております。

生活困窮、7万2,000円につきましては、それほど理由はないかと思うのですがけれども、実は生活保護などの実施推進事業の中では、医療扶助のレセプト点検などがあるのですがけれども、やはりその件数がちょっと落ちたというふうなことで、要は、件数が少なかったというふうなことで減額になったというふうなことで考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 コロナ禍でね、過大に見積もっておいて、国からお金がきたと、それだけれども、それに見合うだけの商売で言えば需要ですわな、がなかったというような理解か、それとも国がコロナ禍で脆弱に予算をつけすぎたというような感じなのか、私にはわからないのですけれども、細かいあれなので、理解するのに、これは他の市でも同じような状況ですか。

○宇賀神委員長 羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

今委員のおっしゃいましたように、国がつけすぎたというよりも、いわゆるこちらからこれぐらい必要だということで、当然出しているものでございますので、はい。

それで、やはり他市でも、やはり同様ということでございます。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 ありがとうございます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

(「休憩しましょう」と言う者あり)

○宇賀神委員長 議案 62 号終わってからでよろしいですか？終わらないですか。

では、暫時休憩といたします。

再開は、11 時 20 分といたします。

(午前 11 時 08 分)

○宇賀神委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

○宇賀神委員長 質疑のある方は随時質疑をお願いします。はい、谷中委員。

○谷中委員 10 ページの 14 目かな、生涯学習課の自然体験交流センターの管理運営費というところで、1 人増えたということの説明いただきました。

それで、ずっと、コロナで、なかなかその利用する、学校で利用したくても利用できなかったりというのもあったと思うのですけれども、多分、このところは増えてきているという状況もお聞きしているのです、この光熱費とかが上がっている理由というか、その辺を詳しく教えてください。

○宇賀神委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 生涯学習課長の金子です。

ただいまの谷中委員のご質問にお答えいたします。

今回計上いたしました会計年度任用職員 1 名を雇用するための 103 万円と、施設の燃料、光熱水費の 292 万 1,000 円が今回の補正の内容です。

先ほど谷中委員のほうからお話がありましたように、施設の利用状況もコロナ前ほどとはいきませんが、去年と比較しましても、大分回復している状況です。

それで、この会計年度任用職員のことなのですが、今年から正職員の代わりに、再任用職

員を1名配置しております。

それで、再任用職員ですと、週4日の勤務になりますので、勤務日数の不足分を会計年度任用職員の1名を採用ということで、補っております。

こちらが4月の定期異動による職員の配置でしたので、当初予算が間に合わなかったので、今回補正予算として計上しております。

あと、需用費の292万1,000円のほうなのですが、こちらも昨年のようなコロナによる施設の利用制限がなくなりましたので、施設の利用者が増えてまいりまして、当初の見込みよりも、ガス、電気、ガソリンの使用料が増えまして、今回その不足分を計上させていただきました。

説明は以上です。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 今の1人増えたという件でね、ちょっとわからないことがあるので、24ページにね、会計年度任用職員1名増えて、報酬が80万8,000円ということ、これ、わかるのですけれども、職員手当108万1,000円、それで合計で188万9,000円ということなのですが、共済費がないということは、どういうふうに理解したらいいのだろうなと思っているのですけれども、昨日の4号の補正では、7名のマイナンバーカード関係の職員が増えましてね、その共済費は164万6,000円、計上されているのですけれども、今回の1名分についての共済費がないというのは、もう、なんだ、当初予算で入っているのかなと思えるといいのかなと思っているのですが、何でこれ増えてないのか、ご説明願いたいと思います。

○宇賀神委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 生涯学習課長の金子です。

ただいまの鰐原委員のご質問にお答えいたします。

この共済費が計上されていない部分につきましては、ちょっとこちらで、今手元に資料がございませんので、確認いたしまして、改めて回答させていただきます。申し訳ありません。

○宇賀神委員長 はい、ほかにご質疑ありませんか。舘野委員。

○舘野委員 はい、舘野です。

25ページの債務負担行為のやまびこ荘のエアコンのリースに関してなのですが、多分、これは財源を平準化する上での10年のリースということだとは思っているのですが、こういうのって、逆に国からのコロナ関係の資金が入っていると思うのですが、そういうのには、組み換えというか、そちらから出すことはできなかったのかなと思いついて、よく幼稚園とか、先ほどエアコンの借上げなんかではなくて、設置なんかはできたと思うのですが、これは金額が大きいから、ちょっときついかどうか、まるっきり、テーブルに乗らないかというのをちょっとお伺いできればと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。高橋障がい福祉課長。

○高橋障がい福祉課長 障がい福祉課長の高橋です。よろしくお願いします。

ただいまの館野委員の質疑にお答えしたいと思います。

このエアコンのリースに関する資金、金額をコロナのほうの交付金のほうで賄えないかというようなご質問だったと思うのですけれども、こちらのリースにつきましては、単独のほうのお金のほうで、今のところ執行する考えでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 亀山保健福祉部長。

○亀山保健福祉部長 保健福祉部長の亀山です。

高橋課長の説明、ちょっと補足させていただきたいのですけれども、新型コロナの臨時交付金につきましては、その使途が単年度ということが確か前提になっていたと思います。

そのために、このやまびこ荘の長期間のリースについては、その使途になじまないということで、単独費用の利用ということになっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 館野委員。

○館野委員 その単年度の予算だと思うのですけれども、この10年リースではなく、一発での設置は該当はしないものなのですね。リースで10年の、月100万でどうこうというのではなく、1回で購入してしまうのも手だったのかなというのがありまして。

○宇賀神委員長 高橋障がい福祉課長。

○高橋障がい福祉課長 障がい福祉課長の高橋です。

ただいまの館野委員の再質疑について、お答えしたいと思います。

工事とリースの関係で、その違いということだということだと思うのですけれども、リースのメリットといたしましては、先ほど館野委員がおっしゃったとおり、コストの平準化が図れる。あと、短い期間で導入が可能である。それで、工事ということになりますと、そういったメリットがなくなる。それで、工事のメリットといたしましては、当初の費用負担が大きいということになりますので、リースによる導入のほうの方が有利であるというふうに考えてございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 館野委員。

○館野委員 ちょっと質問が悪かったのかもしれないのですけれども、そのリースでという、その長期間でのあれはわかるのですけれども、それを逆にコロナ関係の資金で1回でできなかったのかということなのですね。それが、そのテーブルに乗るはず、乗らない財源なのかという、そうすれば、逆にこの一般財源を使わなくても、国からの国庫予算のほう、資金のほうで、そうすれば、財源の平準化はともかく、今限りで済んでしまう話かなと思ったので、ちょっと質疑させていただいているのですけれども、だから、該当しなければしないで、



いいのですよ。もしくは、検討してなかったと言えば、それで。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。はい、高橋障がい福祉課長。

○高橋障がい福祉課長 障がい福祉課長の高橋です。

すみません。先ほどの検討のほうについては、ちょっとしていけなかったということになります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。大貫委員。

○大貫委員 10 ページの市民情報センター維持管理費のポンプユニットの修繕ということですが、あ、いないんだ。

○宇賀神委員長 ではお願いします。もう一度、すみません、大貫委員、お願いします。

○大貫委員 すみません。市民情報センターの維持管理費で、ポンプユニット、今回修繕することですけれども、それで、結構情報センターって、市民の利用が結構多いのかなど思っているのですけれども、私もよく利用させていただくのですが、結構何かもう、大分施設が古くなっているというか、マルチメディアホールのプロジェクターなんかも大分もう傷んできているなという感じがするのですけれども、今回もこういうポンプユニット修繕ということですけれども、全体の修繕計画というか、そういうものがあって、それで順次ポンプも、それも一環で修繕をしているということなのか、もうこれが限界にきたので修繕ということなのか、そのことを一つお聞きしたいのと。

全体のその情報センターをこれからどういうふうな位置づけにして、順次どんな修繕をしていくのかとか、そういう計画みたいなものがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○宇賀神委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 生涯学習課長の金子です。

先ほどは大変失礼いたしました。

ただいまの大貫委員のご質問なのですが、市民情報センターの維持管理費で今回計上しているポンプユニットなのですが、こちらに関しては、ポンプユニット、こちらまだ、今現在は壊れてはいないのですが、大変やはり老朽化しておりまして、修繕、今度修繕するときには部品ももう調達できない。それで、ポンプユニットをもし壊れて新しいものに交換するという場合も、納品までに最低2カ月は見てほしいということで、業者のほうから言われておりまして、情報センターは市民のご利用もありますし、あと健診事業なんかもやっておりますし、それ以外で4階には教育委員会の事務局とこども総合サポートセンターがありまして、そちらで70人ぐらいの職員がおりますので、そうなる前に直そう、計画的にやろうということで、今回修繕の、交換の費用を上げてございます。

それで、あと、情報センター全体の修繕計画があるのかというお話なのですが、まだ今の

ところ、修繕計画、情報センター、文化交流館、そちらについては、今のところ、まとまったものはないのですが、今の時点で、もう空調設備ですとか、建物の外壁とか、屋根なんかにもかなり傷みがきておりますので、こちらにつきましては、近々計画的な修繕計画が必要だと思っておりますので、こちらについても、早めに対応していきたいと思っております。

もう1件、先ほどの鰐原委員からご質問いただいて、まだお返事をしていなかったところなのですが、そちらについても改めてご説明させていただきます。

自然体験交流センターのほうで、今回雇用することになりました会計年度任用職員1名なのですが、この方につきましては、再任用職員の補充ということで、月に10日の勤務ということになっております。

それで、週20時間以上仕事をしない場合は、社会保険料というか、社会保険料とかを加入させる義務がないということで、今回はこちらの自然体験交流センターの管理運営費のほうでは、予算は計上しておりません。

それで、それ以外に雇用保険については、人事課のほうの人事事務費のほうで、この方の分については計上しております。

説明は以上になります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。はい、鈴木委員。

○鈴木副委員長 14ページの放課後児童健全育成事業費の説明の中で、非接触型の蛇口を設置するという話があったのですけれども、これは小学校のようにレバー式のタイプのものを検討しているのか、あと手をかざして自動で出るタイプを検討しているのか、ちょっとご説明をお願いします。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。

鈴木紹平委員の質問にお答えいたします。

これは、コロナウイルスに係る小規模な修繕ということで、1カ所当たり100万円以内の非接触型の蛇口の修繕ということになっております。

それで、具体的には、学校のこういうレバーではなくて、手をかざすと水が自動で出るタイプを想定しております。

それで、具体的には、各児童クラブで、このようなものをつくるということで予算を要望というか、このぐらい必要ですということによってきているものに対して、今回交付するものです。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。大島委員。

○大島委員 大島です。

13・14ページ、4款衛生費1項保健衛生費の2目予防費、予防接種費の詳しい内訳ですか、

ワクチン4回目というのですけれども、予定人数とか、予定実施率、ファイザーとか、モデルナの比率とかですね、もうちょっと詳しく。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしく願いいたします。

大島委員の質疑にお答えいたします。

予防接種費の内訳としまして、新型コロナウイルスワクチン4回目接種の不足分につきまして、計上したものでございます。

接種対象者、こちらは3万5,534人を4回目の接種、既に接種券発行済みではありますが、そちらの対象者について、委託料が不足をしております。

既に現在の、今年度の予算が繰り越しの予算で運営しておりまして、3回目分として繰り越しをした中で、不足分だけを計上したものであります。

委託料、診察、病院などにお支払いする分としまして、接種費用ですね、そちらが約5,000人分のワクチン接種料を不足が見込まれるので、そちらを計上しております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 では、22ページですね。この真ん中の学校管理費、校舎等施設整備事業費ということで、この委託料1,420万1,000円のこの設計内容ですね、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○宇賀神委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課の郷です。

鈴木委員の質疑にお答えいたします。

こちらの校舎等維持整備事業費の1,480万1,000円は、北押原中学校と南押原中学校の給水設備の設計業務委託の金額ですね。

中身にしましては、大きく3つ、給水の工事ではありまして、1つ目は給水設備の改修工事で、あわせてトイレのリニューアルの工事が含まれていること。

もう1つ、屋内の消火栓の設備、これも水絡みで、あわせてやっています。

それで、最初の給水設備の改修工事の中身は、受水槽とか、給水ポンプ、校舎と体育館、外部までですね、全ての給水管の更新、あと、それに伴います電気設備の改修とかでございます。

あと、トイレのほうは、校舎のトイレの全面改修で、北押原中ですと5カ所、南押原中ですと3カ所、そちらのトイレの洋式化、あと多機能トイレの新設と、あと間仕切りだったり、内装だったり、あと照明だったり、換気扇、火災報知器設備等まで改修いたします。

あと、あわせて体育館のトイレの洋式化ですね、も含まれます。

あと消火栓のほうなのですが、消火の配管の更新と、消火補助ポンプの新設、あとは体育

館のほうもあわせて消火栓の改修工事、そのようなものを含めて、今回設計をするといったこと、以上でございます。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、この北押原中学校と南押原中学校のほうがトイレを洋式化するということは、この2校については、もう全部洋式化が完了するということですか。

○宇賀神委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 お答えします。

そうです。はい。北押原中の体育館は新しいので、もうなっているのですが、それ以外、南押原だと、全部洋式化になるということです。以上です。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、市内の市立小中学校で、まだ洋式化が済んでいないところは、あとのぐらい残っているのですか。

○宇賀神委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 ただいま手持ちがないので、ちょっと資料、すみません。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、この、あと先ほど言ったその給水設備ですね、これは要するに老朽化して、錆とか、そういうのがあったので、全面的にこれは取り換えるというような感じになるわけですね、結局ね。

○宇賀神委員長 はい、郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 鈴木委員の質疑にお答えいたします。

北押原中学校は昭和61年にできて、南押原中は昭和60年建築なものですから、老朽化ということで、水回りということなので、重大な欠陥が出る前に直すということでもあります。以上です。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 大体水回り関係ね、結構寿命早いのですからね、それはわかりました。

あともう1つ、その下の体育施設費の工事請負費の体育館施設整備事業費で、工事請負費の3,643万4,000円ですね。これについても、工事内容の詳しく教えていただきたいと思います。

○宇賀神委員長 仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の仲田です。よろしく願いいたします。

鈴木委員の質疑についてお答えします。

最初に、教育総務課長の郷のほうから、当初の説明では中に入っていたと思うのですがけれども、工事の内容といたしましては、主な工事の内容としては、繰り返しになりますけれども、ヤオハンいちごパーク（鹿沼運動公園）の陸上競技場の外周フェンス改修工事と御殿山

公園南側のトイレ改修工事になります。

1つ目の陸上競技場外周フェンスにつきましては、やはり設置してから39年が経過しており、老朽化が目立っております、改修するものです。

延長といたしましては、405メートルあるのですけれども、そのうちの約半分の205メートルを改修する予定で、工事費については1,831万6,000円となっております。

2つ目の御殿山公園南側のトイレ改修工事につきましては、野球場を利用する方や、その周りをウォーキングする方などが利用されておりますが、設置してからやはり37年が経過してしまっており、建物全体が老朽化してしまっており、そのために改修するものです。

なお、現場での工事期間を短縮するために、既存のトイレを解体いたしまして、ユニット式のトイレを設置するもので、工事費につきましては、1,727万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

はい、すみません。高橋障がい福祉課長。

○高橋障がい福祉課長 障がい福祉課長の高橋です。

先ほど館野委員から質疑がありましたやまびこ荘の債務負担行為に関する件なのですが、けれども、まず、やまびこ荘のリースなのですけれども、まず工事が年度内で完了できないということになりますと、まず臨時交付金から該当しないということになります。

また、臨時交付金の目的なのですけれども、今回のエアコンのリース、入れ替えは、やまびこ荘の老朽化に伴う改修ということになりますので、その点でも臨時交付金に該当しないということになります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第62号中教育福祉関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第63号 令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 63 号 「令和 4 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」国民健康保険特別会計のページの 3 ページをお開きください。  
7 款「繰入金」1 項 1 目「一般会計繰入金」1,194 万 8,000 円の増につきましては、前年度決算額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、8 款「繰越金」1 項 1 目「繰越金」3 億 5,850 万 9,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明させていただきます。

5 ページをお開きください。

8 款「予備費」1 項 1 目「予備費」3 億 7,045 万 7,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和 4 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りします。

議案第 63 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号については、原案どおり可とすることに決しました。

はい、郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 先ほどの、すみません。トイレの洋式化の率ですね。調べが、すみませんでした。

今年度末で、小学校が 62.8%で、中学校のほうで 68.4%で、全体で 64.6%、今年度末に洋式化になります。

台数で申し上げますと、あと、今年度末終わった後、小学校があと 324、中学校が 132、合わせて 456 カ所ですね。今年度の後に洋式化を進める予定でございます。以上でございます。

○宇賀神委員長 次に、議案第 65 号 令和 4 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。よろしくお願いたします。

議案第 65 号 「令和 4 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、介護保険特別会計の 3 ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

3款 国庫支出金 1項 1目 介護給付費負担金 285万2,000円につきましては、過年度の事業実績に基づき、国庫負担分を増額補正するものであります。

次の段、2項 4目 介護保険事業費補助金 33万6,000円の増につきましては、補助金の内示により増額補正するものであります。

5目 保険者機能強化推進交付金 97万5,000円の増、及び6目 介護保険保険者努力支援交付金 69万3,000円の減につきましては、過年度の事業実績に基づき、国庫補助金を補正するものであります。

次の段、7款 繰入金 1項 1目 介護給付費繰入金 7,405万5,000円の減から、5目 その他一般会計繰入金 1,319万3,000円の減につきましては、過年度の事業実績に基づく精算を行うため補正するものであります。

一番下の段、8款 繰越金 1項 1目 繰越金 1億8,950万3,000円につきましては、歳入・歳出差引により、増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款 総務費 1項 1目 一般管理費 52万8,000円につきましては、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修費用を計上するものであります。

次の段、4款 基金積立金 1項 1目 介護給付費準備基金積立金 8,301万1,000円につきましては、過年度の事業実績に基づき、増額補正するものであります。

次の段、7款 諸支出金 1項 2目 償還金 1,252万1,000円につきましては、介護給付費における過年度の事業実績に基づく精算に伴う県負担金の受入超過分及び、地域支援事業交付金における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県交付金の受入超過分を国庫支出金等の償還に充てるため、増額補正するものであります。

8款 予備費につきましては、繰越金のうち100万円を留保するために増額補正するものであります。

以上で、議案第65号 令和4年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第65号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○宇賀神委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 66 号 令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。よろしくお願いいたします。

議案第 66 号 「令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

4 款「繰越金」1 項 1 目「繰越金」551 万 4,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

5 ページをお開きください。

4 款「予備費」1 項 1 目「予備費」551 万 4,000 円の増につきましては、前年度決算に伴う繰越金の調整として計上するものであります。

以上で、令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 66 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 82 号 鹿沼市栗野プール条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の仲田です。

議案第 82 号 「鹿沼市栗野プール条例の一部改正について」ご説明いたします。

鹿沼市栗野プール条例は、市民の体育の向上を図ることを目的に制定されており、栗野地域の北半田、永野、上粕尾の 3 カ所のプールが位置づけられております。

今回の改正は、そのうちの 1 つである上粕尾プールを廃止するためのものであります。

上粕尾プールは、昭和 57 年 10 月に上粕尾地区の市民プールとして建設し、上粕尾小学校の学校プールとしても利用されてきました。

平成 29 年 3 月の上粕尾小学校の閉校後は、夏休み期間中に限り開場してまいりましたが、設備等の故障により、平成 30 年度から休場しております。



建設から 39 年が経過しており、施設の老朽化に伴い、多額の修繕料や維持管理費がかかることや、栗野地域のプールにつきましては、統廃合を進めていく計画でもあることから、上粕尾プールを鹿沼市栗野プール条例から削除するものです。

以上で、議案 82 号 「鹿沼市栗野プール条例の一部改正について」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 プールを廃止した後ね、どのように管理、そのままにするのか、また壊すのか、また、売却するとかね、いろいろあると思うのですが、どんな方針を持っておられますか？

○宇賀神委員長 仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課の仲田です。

今の鰐原委員の質疑にお答えさせていただきます。

今後は、行政経営課のほうに所管を移しまして、民間業者からの提案制度による利用を進めてまいる予定になっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 民間業者からの提案かな、そうした場合ね、基本的に貸すのですか、その民間業者に売却するのですか。

○宇賀神委員長 仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課の仲田です。

鰐原委員の再質疑にお答えします。

所管が、先ほど申し上げたとおり、行政経営課のほうになるものですから、申し訳ありませんけれども、私のほうからお答えするということできませんので、ご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 委員長、そのように答弁いただいたのですが、その後は議員としてどう問いただしたらいいか、一つご指摘ください。

○宇賀神委員長 はい、大島委員。

○大島委員 委員長のほうで後日、行政経営課のほうに聞いていただいて、個別に鰐原委員にお知らせすればよろしいんじゃない。

○宇賀神委員長 はい、それでよろしいでしょうか。

○鰐原委員 議長の、あ、委員か、大島委員の言うとおりに計らい願います。

○宇賀神委員長 では、そのようにいたしますので、はい。

はい、大島委員。

○大島委員 すみません、この上粕尾のプールは、私が建設会社に勤めているときに、現場監督としてつくったプールで、思い入れがあるものですから、最近の状況はどうだったのか、今後のことについて、今お話があったので、ちょっとお話いただければと思うのですけれども、近年の状況。

○鰐原委員 使ってなかったかな。

○大島委員 あまり使ってなかった。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 ちょっと私のほうでは、プールのほうしか、ちょっと報告できないのですけれども、先ほど平成30年度から休場しているという形を説明させていただいたのですけれども、その前の29年度ですかね、ちょっと待って、すみません。

プールの利用につきまして、その利用していた平成29年度におきましては、年間162人利用していた実績が残っています。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第82号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第6号 スケートボード練習場の設置を求める陳情を議題といたします。

陳情第6号については、6月定例会からの継続調査となっております。

まずは各議員の意見、考えや執行部に対するの確認を行った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 異議なし、はい。

ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。

意見、考え等のある方は挙手を願います。はい、大島委員。

○大島委員 時代の流れからすると、方向性は、こういう方向性に行くのかなと思うのですね。

これを採択することによって、少しずつその方向には進んでいけばなというふうに思うものですから、採択したからといって、性急になかなか執行部のほうでもやれるわけではないと思うのですけれども、時代の方向性からいうと、こういうことなのかなと思って、私は採択の方向でいきたいと思っています。以上。

○宇賀神委員長 ほかにご意見や考え等のある方はいませんか。はい、谷中委員。

○谷中委員 前回の一般質問のときに、委員がその質問をしまして、教育長のほうから、なかなか、そういうアスリートというか、今ニュースポーツというか、新しいスポーツでそういう子供たちが増えているというのも重々わかるけれども、なかなか今の状況ではというような答弁だったと思うのです。

それで、私もいろいろ考えたのですが、やはり私もスポーツ、いろんなスポーツをちょっとやっている関係上、やはりいろんなものに挑戦してもらいたいというのがありますし、やっぱり今の子供たちですから、今やっぱりはやりのスポーツというのは、やはり、やっぱりやってみたいと思うのだろうなというところもあるので、やはりすぐにできるということではないのですが、それ言っても無理だと思うので、まずはその練習場の確保ぐらいから、ちょっとやはり前向きに検討していただいて、ゆくゆくはできたらいいなというふうに思ってきました。

ですから、今回はまずは、そういう、どんなふうなものというところから検討していただいて、前向きにやっていただければなという思いで、一応採択したいと思います。

○宇賀神委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。はい、館野委員。

○館野委員 館野です。

そのスケートボードパークというか、スケート場、ないよりはあったほうがいいのかはもちろんですけれども、逆にその施設として整備するのが、ちょっと今なのかどうかというのが、ちょっと私疑問があります。

でしたら、どこかのその公園のほう、いくつか市の持っている公園がありますので、それを最初開放をするような感じで、まずは進めていただいて、あと市民の方のその使い方というか、どれぐらいの人が、皆さん集まってくるかというのをまず見極めた上での設置にしたほうがいいのかと思ひまして、ちょっと、あくまでも、そのパーク自体の建設、設置については、今はちょっと望ましくないなという私の判断で、公園のほうでの開放型を少し検討してもらいたいというのが、私の要望というか、意見です。

○宇賀神委員長 ほかにご意見や考え等がある方はいませんか。大貫委員。

○大貫委員 この陳情の内容、いろいろ陳情人からもお話を聞いた中では、やっぱりちゃんとした設備の整った練習場を求めるといふことなのだろうと思います。

それで、そういう意味だと、現実には、確かに全国的にはそういうものが整備している市町村も増えているのは増えているのですが、すぐにこれを整備をできるかという、これはなかなか難しいと正直思うのですよね、財政的な問題、場所をどこにするのか、運営は誰がやるのかとかということで、まだまだその団体のほうの運営というか、そういうのも、まだ未熟なような気がしますし、もうちょっと機運が高まってからで、判断でいいのではないかなと思うので、私的には、不採択ということではないかなというふうに思っております。

○宇賀神委員長 ほかにご意見や考え等がある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第6号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第6号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第6号については、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○宇賀神委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第6号については、採択とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思います。

それでは、まず委員長の、委員長の宇賀神です。

不慣れな委員長でありましたが、皆様のご協力により、任期を満了することができ、皆さんには大変お世話になり、ありがとうございました。(拍手)

○鈴木副委員長 副委員長を務めさせていただきました鈴木紹平でございます。

不慣れな点もあったかと思いますが、1年間、委員の皆様のご協力に、また、執行部の皆様のご協力に、ご協力をいただきながら、1年間務めさせていただくことができました。ありがとうございました。(拍手)

○宇賀神委員長 これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(0時10分)